

まちづくり専門家登録申請書

（宛先）大田区長

地域力を生かした大田区まちづくり条例第10条第1項の規定に基づき、まちづくり専門家の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	個人の場合	住所	郵便番号	電話番号
		氏名		㊟
	法人の場合	所在地	郵便番号	電話番号
		名称		
		代表者名		㊟
		社員数		
専門分野				
添付書類		1 資格許可（登録）証明（写） 2 登記簿謄本 3 業務経歴書等 4 その他書類		

第2号様式（第3条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

まちづくり専門家登録決定通知書

様

大田区長（氏 名） 〇

年 月 日付けで申請のありました、まちづくり専門家の登録について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 まちづくり専門家として登録する。
  - （1）登録番号
  - （2）登録年月日 年 月 日
  - （3）有効期間 登録した日から5年
  - （4）その他  
地域力を生かした大田区まちづくり条例第10条第3項並びに第4項第1号及び  
第2号の業務を行う。
- 2 まちづくり専門家として登録しない。  
理 由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号の2様式（第3条の2関係）

第 号  
年 月 日

まちづくり専門家派遣依頼書

様

大田区長（氏 名） 匳

地域力を生かした大田区まちづくり条例第10条第2項の規定に基づき、まちづくり専門家の派遣を行いたいので、下記のとおり依頼します。

記

1 まちづくり専門家派遣の目的

2 業務内容

3 その他

第2号の3様式（第3条の2関係）

第 号  
年 月 日

まちづくり専門家派遣承諾書

（宛先）大田区長

住 所

氏 名 ㊟

年 月 日付で依頼のありました、まちづくり専門家の派遣について、  
承諾しました。

第2号の4様式（第3条の2関係）

（表）

第 号  
年 月 日

まちづくり専門家派遣中断（取消）通知書

様

大田区長（氏 名） 印

地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則第3条の2第3項の規定に基づき、  
まちづくり専門家派遣の中断（取消）について、下記のとおり通知します。

記

1 派遣内容

2 中断（取消）理由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号の5様式（第3条の2関係）

年 月 日

まちづくり専門家派遣完了報告書

（宛先）大田区長

住 所

氏 名 ④

地域力を生かした大田区まちづくり条例第10条第2項の規定に基づき、まちづくり専門家派遣について、下記のとおり報告します。

記

1 派遣内容

2 添付書類

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

地区まちづくり協議会設立支援申請書

（宛先）大田区長

団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊦

地域力を生かした大田区まちづくり条例第11条の規定に基づき、まちづくり専門家の派遣を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 地区まちづくり協議会設立の目的
- 2 まちづくり専門家派遣申請予定回数（派遣回数10回／年度、派遣期間2年を限度）
  - （1） 年度（ 回）
  - （2） 年度（ 回）
- 3 添付書類
  - （1） まちづくり活動範囲予定図
  - （2） 地区まちづくり協議会認定申請までの日程表
  - （3） 参加者（団体・個人）名簿

第4号様式（第4条関係）

（表）

第 年 月 日  
号

地区まちづくり協議会設立支援決定通知書

様

大田区長（氏名） 団

年 月 日付で申請のありました、まちづくり専門家の派遣について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 まちづくり専門家を派遣する。

（1） 派遣するまちづくり専門家

（2） 支援内容

ア 協議会会則の作成

イ 協議会運営体制の構築

ウ 地区まちづくり構想の作成

エ 協議会設立準備に係る指導、助言、資料作成、進行管理等

2 まちづくり専門家を派遣しない。

理由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

地区まちづくり協議会認定・認定更新申請書

（宛先）大田区長

団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊟

地域力を生かした大田区まちづくり条例第12条第1項及び第3項の規定に基づき、地区まちづくり協議会の認定又は認定の更新について、下記のとおり申請します。

記

1 まちづくり活動の目的

2 添付書類

- (1) 会則
- (2) まちづくり活動を行う対象地区を示した図面
- (3) 会員（団体・個人）名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 組織体制が分かる書類
- (6) 自治会・町会の承認を受けて活動する場合の承認証明書
- (7) 地区まちづくり構想
- (8) 活動状況が分かる書類（認定の更新申請の場合は認定期間の活動状況）
- (9) その他必要な資料

第6号様式（第5条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

地区まちづくり協議会認定・認定更新決定通知書

様

大田区長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました、地区まちづくり協議会の認定又は認定の更新について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 地区まちづくり協議会として認定（認定の更新を含む。）する。

地域力を生かした大田区まちづくり条例第13条に規定する協議会活動経費助成の申請ができます。

2 地区まちづくり協議会として認定（認定の更新を含む。）しない。

理 由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

地区まちづくり協議会活動経費助成申請書

（宛先）大田区長

団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊦

地域力を生かした大田区まちづくり条例第13条第1項の規定に基づき、地区まちづくり協議会活動経費の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする助成金

申請金額	円
（内訳）	
（1）自主活動経費	円
（2）専門家支援事業経費	円
前年度からの繰越金	円
前年度会費収入額	円

2 添付書類

- （1）会員及び役員名簿
- （2）実施計画書及び年度活動計画書
- （3）専門家支援事業企画書
- （4）年度予算書（収入、支出）及び活動経費金額内訳
- （5）業務委託等仕様書及び内訳（専門家支援事業がある場合）

3 地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則第6条第5項の規定による申請の場合の理由

第8号様式（第6条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

地区まちづくり協議会活動経費助成決定通知書

様

大田区長（氏 名） 匳

年 月 日付けで申請のありました、地区まちづくり協議会活動経費の助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金を交付する。

(1) 交付額 円

(内訳)

ア 自主活動経費 円

イ 専門家支援事業経費 円

(自主活動経費交付額の算出)

助成対象額 円-① 繰越金 円-②

前年度会費収入 円-③

交付額=①- (②-③)

※1,000円未満の端数は切り捨てる。また、②-③が0円以下の場合は0円とする。

(2) その他

ア 区会計年度が終了したときは、活動の報告を提出してください。

イ 地域力を生かした大田区まちづくり条例第13条第4項に該当したときは、助成決定を取り消し、その助成金の返還を求めます。

2 助成金を交付しない。

理 由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

地区まちづくり協議会活動経費助成金請求書

（宛先）大田区長

団体名  
代表者 住 所  
氏 名 ㊟

年 月 日付け第 号の地区まちづくり協議会活動経費助成決定通知書に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 助成金請求内容

地域力を生かした大田区まちづくり条例第13条第1項の規定に基づく地区まちづくり協議会活動経費助成

2 請求金額 円



第10号様式（第8条関係）

年 月 日

地区まちづくり協議会活動報告書

（宛先）大田区長

団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊟

地域力を生かした大田区まちづくり条例第13条第3項の規定に基づき、地区まちづくり協議会の活動について、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告内容  
別添の活動報告書のとおり
  
- 2 添付書類
  - （1） 会議録、視察報告
  - （2） 検討資料等
  - （3） 成果品

第 11 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

地区まちづくり協議会収支報告書

(宛先) 大田区長

団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊟

地区まちづくり協議会の活動報告に併せて、収支について下記のとおり報告します。

記

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1 助成金           | 円 |   |
| 内訳(1) 自主活動経費関係  |   | 円 |
| (2) 専門家支援事業経費関係 |   | 円 |
| 2 収入額           | 円 |   |
| 3 支出額           | 円 |   |
| 内訳(1) 自主活動経費関係  |   | 円 |
| (2) 専門家支援事業経費関係 |   | 円 |
| (3) その他         |   | 円 |
| 4 添付書類          |   |   |
| (1) 決算書         |   |   |
| (2) 内訳書         |   |   |
| (3) 領収書写        |   |   |

第 11 号の 2 様式 (第 8 条関係)

第 号  
年 月 日

地区まちづくり協議会助成金額確定通知書

様

大田区長 (氏 名) 団

地域力を生かした大田区まちづくり条例第 13 条第 3 項の規定による活動報告に基づき、  
助成金の額が確定しましたので通知します。

記

1	確定額	円	
	内訳(1) 自主活動経費助成金		円 (A)
	(2) 専門家支援事業経費助成金		円 (C)
2	既交付額	円	
	内訳(1) 自主活動経費助成金		円 (B)
	(2) 専門家支援事業経費助成金		円 (D)
3	返還金	円	
	内訳(1) 自主活動経費助成金		円 (B - A)
	(2) 専門家支援事業経費助成金		円 (D - C)

4 その他

助成金の精算後、地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則第 8 条第 3 項第  
2 号の規定に該当するときは、当該助成金の返還を求めます。

第19号様式（第11条関係）

年 月 日

地区計画検討支援申請書

（宛先）大田区長

地区計画検討団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊤

地域力を生かした大田区まちづくり条例第14条第1項の規定に基づき、まちづくり専門家の派遣を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 地区計画策定の目的

2 まちづくり専門家派遣申請予定回数（派遣回数10回、派遣期間3年を限度）

- (1) 年度 ( 回)
- (2) 年度 ( 回)
- (3) 年度 ( 回)

3 添付書類

- (1) 地区計画を検討する対象地区を示した図面
- (2) 地域団体が地区計画の検討を行うことについて承認する証明書
- (3) 参加者（団体・個人）名簿
- (4) その他区の指示によるもの

第20号様式（第11条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

地区計画検討支援決定通知書

様

大田区長（氏 名） 団

年 月 日付で申請のありました、まちづくり専門家の派遣について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 まちづくり専門家を派遣する。

（1） 派遣するまちづくり専門家

（2） 支援内容

地区計画検討に係る指導、助言、資料作成、進行管理等

2 まちづくり専門家を派遣しない。

理 由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第21号様式（第12条関係）

年 月 日

地区計画素案策定経費助成申請書

（宛先）大田区長

地区計画検討団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊟

地域力を生かした大田区まちづくり条例第14条第2項の規定に基づき、地区計画素案策定経費の助成について、下記のとおり申請します。

記

1 地区計画策定の目的

2 交付を受けようとする助成金

申請金額 円

※限度額400万円、助成期間2年を限度とする。

内訳（1） 年度 円

（2） 年度 円

3 添付書類

- （1） 地区計画素案策定委託の見積
- （2） 諸経費見込内訳（会場使用料、消耗品費、郵送料等）
- （3） 地区計画素案策定対象地区を示した図面
- （4） 参加者（団体・個人）名簿
- （5） その他区の指示によるもの

第22号様式（第12条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

地区計画素案策定経費助成決定通知書

様

大田区長（氏 名） 匳

年 月 日付けで申請のありました、地区計画素案策定経費の助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金を交付する。

（1） 助成金額 円

（2） その他

ア 地区計画素案を策定したとき、区会計年度が終了したとき又は地区計画素案の策定を中断したときは、活動報告を提出してください。

イ 地域力を生かした大田区まちづくり条例第14条第5項に該当したときは、助成決定を取り消し、その助成金の返還を求めます。

2 助成金を交付しない。

理 由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第23号様式（第12条関係）

年 月 日

地区計画素案策定経費助成金請求書

（宛先）大田区長

地区計画検討団体名

代表者 住 所

氏 名

㊟

地区計画素案策定経費助成決定通知書に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 助成対象事業

地域力を生かした大田区まちづくり条例第14条第2項の規定に基づく地区計画素案策定に係る経費

2 請求金額

円

第23号の2様式（第12条関係）

年 月 日

地区計画素案策定中断届書

（宛先）大田区長

地区計画検討団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊟

地域力を生かした大田区まちづくり条例第14条第3項の規定に基づき、地区計画素案策定の中断について、下記のとおり報告します。

記

1 理由

第24号様式（第12条の2関係）

年 月 日

地区計画検討団体活動報告書

（宛先）大田区長

地区計画検討団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊤

地域力を生かした大田区まちづくり条例第14条第4項の規定に基づき、地区計画素案策定の活動について、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象事業  
地区計画素案策定に係る経費
- 2 報告内容  
添付書類のとおり
- 3 添付書類
  - （1）地区計画素案
  - （2）活動実績（会議録等）
  - （3）その他区の指示によるもの

第25号様式（第12条の2関係）

年 月 日

地区計画検討団体収支報告書

（宛先）大田区長

地区計画検討団体名

代表者 住 所

氏 名 ㊤

地区計画検討団体活動報告書に併せて、収支について下記のとおり報告します。

記

- |                    |   |   |
|--------------------|---|---|
| 1 助成金              | 円 |   |
| 2 収入額              | 円 |   |
| 3 支出額              | 円 |   |
| 内訳(1) 地区計画素案策定委託関係 |   | 円 |
| (2) 諸経費（助成対象）      |   | 円 |
| (3) その他            |   | 円 |
| 4 添付書類             |   |   |
| (1) 収入・支出金額内訳書     |   |   |
| (2) 領収書            |   |   |
| (3) その他区の指示によるもの   |   |   |

第25号の2様式（第12条の2関係）

第 号  
年 月 日

地区計画素案策定経費助成金額確定通知書

様

大田区長（氏 名） 印

地域力を生かした大田区まちづくり条例第14条第4項の規定による活動報告に基づき、助成金の額が確定しましたので通知します。

記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 確定額         |   |
| 地区計画素案策定経費助成金 | 円 |
| 2 既交付額        | 円 |
| 3 返還金請求額      | 円 |

- 4 その他  
助成金の精算後、地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則第12条の2第3項第2号に該当したときは、当該助成金の返還を求めます。

第26号様式（第13条関係）

年 月 日

地区まちづくりルール登録申請書

（宛先）大田区長

団体名  
代表者 住 所  
氏 名 ㊟

地域力を生かした大田区まちづくり条例第15条第1項の規定に基づき、地区まちづくりルールの登録について、下記のとおり申請します。

記

- 1 地区まちづくりルール策定の目的
  
- 2 地区まちづくりルール対象地区
  
- 3 添付書類
  - （1）地区まちづくりルール
  - （2）地区まちづくりルール対象地区を示す図面
  - （3）地域団体、居住者、事業者及び土地所有者等の合意を証明するもの  
（署名、アンケート調査結果等）
  - （4）その他区の指示によるもの

第27号様式（第13条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

地区まちづくりルール登録決定通知書

様

大田区長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました地区まちづくりルールの登録について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 地区まちづくりルールとして登録する。  
対象地区内の地域団体、居住者、事業者及び土地所有者等の幅広い理解を得るとともに、その普及に努めてください。
- 2 地区まちづくりルールとして登録しない。  
理 由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第28号様式（第14条関係）

年 月 日

地 区 計 画 素 案 提 案 書

（宛先）大田区長

団体名

代表者 住 所

氏 名

㊟

地域力を生かした大田区まちづくり条例第16条の規定に基づき、地区計画の素案について、下記のとおり提案します。

記

- 1 地区計画策定の目的
- 2 地区計画素案対象地区
- 3 添付書類
  - （1）地区計画素案
  - （2）地区計画対象地区を示した図面
  - （3）地区計画素案の土地所有者等の合意書
  - （4）その他区の指示によるもの

第28号の2様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

地区計画素案提案結果通知書

様

大田区長（氏 名） 閣

年 月 日付で提出のありました地区計画素案の提案について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 地区計画の都市計画の決定を必要とする。  
対象地区内の地域団体、居住者、事業者及び土地所有者等の幅広い理解を得るとともに、地区計画素案の合意形成に努めてください。
- 2 地区計画の都市計画の決定を必要としない。  
理 由

(裏)

- 1 この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第29号様式（第15条関係）

年 月 日

地区計画等の原案に関する意見書

（宛先）大田区長

住 所

氏 名

㊞

地域力を生かした大田区まちづくり条例第17条第4項の規定に基づき、地区計画等の原案に関する意見書について、下記のとおり提出します。

記

1 地区計画等の種類、名称

2 提出理由

3 内容

4 その他

区内に住所、勤務先、通学先を有しない方は、参考までに当該地区計画等（原案）に関心を持たれる理由を御記入ください。

第30号様式（第18条関係）

年 月 日

(宛先) 大田区長

事前協議書（ 所管部局協議用 ）

以下の開発事業について、地域力を生かした大田区まちづくり条例第22条の規定に基づき、別添図書を添えて事前協議いたします。

開 発 事 業 者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号	
代 理 者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	担当氏名 電話番号 ファクシミリ番号 電子メールアドレス

事業区域の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)	
開 発 事 業 の 名 称		
工 事 種 別	新築 増築 宅地開発 その他( )	既存建築物の事業完了日 年 月 日
用 途 地 域 等	( ) ( ) ( )	
確 認 申 請 予 定 日	年 月 日	工 事 完 了 予 定 日 年 月 日
許 可 ・ 認 定 等	開発許可 道路位置指定 その他( )	
備 考		

<input type="checkbox"/> 集団住宅建設事業		<input type="checkbox"/> 一定規模建設事業	
事業区域面積	m <sup>2</sup>	敷地面積	m <sup>2</sup>
延べ面積	計画に係る部分 m <sup>2</sup>	計画以外の部分	m <sup>2</sup> 合計 m <sup>2</sup>
主要用途			事業種別 分譲 賃貸 その他( )
計画戸数	40m <sup>2</sup> 以下 戸	40m <sup>2</sup> 超 戸	合計 戸 階 数 地上 階 地下 階
<input type="checkbox"/> 住宅地開発事業			
事業区域面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	% 予定建築物の用途
区画数	区画	1区画当たりの敷地面積	最小 m <sup>2</sup> 最大 m <sup>2</sup>
新設道路	(行き止まり 通り抜け) 幅員 m 延長 m 隅切り(両側 片側) 底辺長 m m		

以下※欄は記入しないこと。

※所管部局連絡欄 上記の開発事業について右欄の日に事前協議書が提出されました。各所管部局は開発事業者と協議を行ってください。	年 月 日 第 号
	※所管部局 協議完了年月日 年 月 日 事前協議 <span style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px;">協議済</span> (各所管部局の担当者は協議が完了した場合は協議完了日を記載し、協議済を○で囲んで事業者にお渡しください。)
※処理欄	※受付欄
(協議内容の特記事項等についてはこちらに記載してください。)	

第30号の2様式（第19条、第36条関係）

住所等変更届

年 月 日

(宛先) 大田区長

開発事業者又は葬祭場等事業者  
住所

氏名  
電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

開発事業者  
葬祭場等事業者  
の住所等に変更がありましたので、地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則  
第19条  
第36条  
の規定に基づき、届け出ます。

記

1	事前協議書提出日 協定締結日	年 月 日 年 月 日
2	開発事業又は葬祭場 等の種別	住宅宅地開発 集団住宅建設 一定規模建設 葬祭場 遺体保管所 エンバール施設 その他 ( )
3	事業区域又は葬祭場 等の敷地の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
4	変更の内容	変更前
		変更後
5	変更事由	
※備考		※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

第31号様式（第19条、第36条関係）

事業承継届

年 月 日

（宛先）大田区長

旧開発事業者又は旧葬祭場等事業者  
住 所

氏 名  
電話番号

（法人にあつては主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名）

新開発事業者又は新葬祭場等事業者  
住 所

氏 名  
電話番号

（法人にあつては主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名）

地域力を生かした大田区まちづくり条例第23条第2項  
第50条第2項の規定に基づき、下記のとおり  
開発事業者  
葬祭場等事業者の変更を届け出ます。

なお、協定の内容については、新開発事業者  
新葬祭場等事業者が履行します。

記

1	協定締結年月日	年 月 日
2	開発事業又は葬祭場等の名称	
3	事業区域又は葬祭場等の敷地の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
4	開発事業又は葬祭場等の種別	住宅宅地開発 集団住宅建設 一定規模建設 葬祭場 遺体保管所 エンバーミング施設 その他 ( )
5	承継理由	
※備考		※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

第 32 号様式（第 19 条、第 36 条関係）

（第 1 面）  
事業計画変更届

年 月 日

（宛先）大田区長

開発事業者又は葬祭場等事業者  
住所

氏名  
電話番号

（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

地域力を生かした大田区まちづくり条例第 23 条第 3 項の規定に基づき、開発事業の計画変更  
第 50 条第 3 項 葬祭場等設置  
を下記のとおり別添図書を添えて届け出ます。

記

1 協定締結年月日	年 月 日		
2 開発事業又は葬祭場等の名称			
3 開発事業又は葬祭場等の種別	住宅宅地開発 集団住宅建設 一定規模建設 葬祭場 遺体保管所 エンパーミング施設 その他（ ）		
4 変更内容	事業区域又は葬祭場等の敷地の地名地番	変更後	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
		変更前	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
	事項	変更後	変更前
	事業区域面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延べ面積 <sup>(注)</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	計画戸数	40 m <sup>2</sup> 以下 戸 40 m <sup>2</sup> 超 戸 合計 戸	40 m <sup>2</sup> 以下 戸 40 m <sup>2</sup> 超 戸 合計 戸
	階数	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階
	区画数	区画	区画
	その他		
5 施工予定年月日	着工 年 月 日 完了 年 月 日		
※備考			※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

※変更前については該当箇所を全て記入し、変更後については変更するものだけを記入してください。

※4 の変更内容に記載しきれない場合は、「その他」の欄に別紙と記入し、別紙を添付してください。

<sup>(注)</sup> 葬祭場等の用途に供する面積が変更になる場合は、「その他」の欄に記入してください。

(第2面)

事業計画の変更について、事前協議を行った各所管部局との協議内容を報告します。

協議年月日	所管部局	事業計画の変更に関する協議内容
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

※事業計画の変更内容が分かるように変更箇所を明示した変更前と変更後の図書を添付してください。  
※各所管部局との変更に関する協議により図書の追加や差替えがあった場合は、その写しを添付してください。

第33号様式（第20条、第37条関係）

事業取りやめ届

年 月 日

(宛先) 大田区長

開発事業者又は葬祭場等事業者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(法人にあつては主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおりに<sup>開発事業</sup>葬祭場等設置の計画を取りやめたので、地域力を生かした大田区まちづ  
くり条例の規定<sup>第24条</sup>に基づき、届け出ます。  
<sup>第51条</sup>

記

1 事前協議書提出日 協定締結日	年 月 日 年 月 日
2 開発事業又は葬祭場等の種別	住宅宅地開発 集団住宅建設 一定規模建設 葬祭場 遺体保管所 エンバーミング施設 その他 ( )
3 事業区域又は葬祭場等の敷地の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
4 取りやめ理由	
※備考	※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

第34号様式（第21条、第38条関係）

工 事 完 了 届

年 月 日

(宛先) 大田区長

開発事業者又は葬祭場等事業者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり <sup>開発事業</sup> <sub>葬祭場等設置</sub> が完了したので、地域力を生かした大田区まちづくり条例  
第25条の規定に基づき、届け出ます。  
第52条

記

1	事前協議書提出日 協定締結日	年 月 日 年 月 日
2	開発事業又は葬祭場等の名称	
3	開発事業又は葬祭場等の種別	住宅宅地開発 集団住宅建設 一定規模建設 葬祭場 遺体保管所 エンバール施設 その他 ( )
4	工事完了日	年 月 日
5	事業区域又は葬祭場等の敷地の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
6	開発事業又は葬祭場等の概要	建築物の用途
		敷地面積 m <sup>2</sup>
		延べ面積 m <sup>2</sup>
		計画戸数 40m <sup>2</sup> 以下 戸 40m <sup>2</sup> 超 戸 合計 戸
		区画数 区画
	1区画当たりの敷地面積	最小 m <sup>2</sup> 最大 m <sup>2</sup>
7	工事施工者住所及び氏名	電話番号
8	その他	
※備考		※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

第35号様式（第22条、第39条関係）  
（表）

第 号	身分証明書
氏名	
上記の者は、地域力を生かした大田区まちづくり条例第26条、 第29条の3及び第53条に規定する行為を行う権限を有する者であ ることを証明する。	
( 年 月 日まで有効)	
年 月 日	
大田区長（氏名） 印	

55ミリメートル

90ミリメートル

（裏）

<p>【地域力を生かした大田区まちづくり条例抜粋】</p> <p>（工事完了の調査）</p> <p>第26条 区長は、前条の規定による届出があったときは、区長の指定する職員にこの条例及び別に定める基準に適合しているかどうかについての調査を行わせることができる。</p> <p>2 前項の調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>（報告及び立入検査）</p> <p>第29条の3 区長は、この条例の施行に必要な限度において、開発事業者から開発事業の工場の状況等について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区長の指定する職員に開発事業を行う土地の区域若しくは建築物に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは建築物その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>（葬祭場等の設置の完了の調査）</p> <p>第53条 区長は、前条の規定による届出があったときは、区長の指定する職員にこの条例に適合しているかどうかについての調査を行わせることができる。</p> <p>2 前項の調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
---

第36号様式（第24条、第41条関係）

年 月 日

勧告に対する意見書

（宛先）大田区長

開発事業者又は葬祭場等事業者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
（法人にあつては主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名）

下記のとおりに開発事業  
葬祭場等設置  
について、地域力を生かした大田区まちづくり条例第29条  
第56条  
の規定に基づき、届け出ます。

記

1	開発事業又は葬祭場等の 名称	
2	事業区域又は葬祭場等の 敷地の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
3	意見及び理由	
※ 備 考		※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

第36号の2様式（第24条の2関係）

命 令 通 知 書

年 月 日

様

大田区長（氏 名） 匳

下記の開発事業について、地域力を生かした大田区まちづくり条例第29条の2の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わないときは、同条例第65条の規定により、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 事前協議書提出日 協定締結日	年 月 日 年 月 日
2 開発事業の種別	住宅宅地開発 集団住宅建設 一定規模建設
3 事業区域の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
4 是正措置完了期限	年 月 日
5 命令の内容	
6 理由	

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 37 号様式 (第 27 条関係)

集 団 住 宅 管 理 計 画 書 年 月 日

1 事業区域の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)			
2 開発事業者	住所 氏名 電話番号 (法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)			
3 計画戸数	40㎡以下 戸	40㎡超 戸	合計 戸	
4 管理人  *①～③で該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。  *在勤日数はごみの収集日を含み、在勤時間は休憩時間を除く。	①巡回 (週 4 日以上で、かつ、1 週当たり 4 時間以上) 管理詰所			
	②駐在 (週 5 日以上で、かつ、1 日当たり 4 時間以上) 管理人室 (受付窓又は受付窓に代わる設備及び便所等を設置)			
	③駐在 (週 5 日以上で、かつ、1 日当たり 8 時間以上) 管理人室 (受付窓又は受付窓に代わる設備及び便所等を設置)			
	管理人の 住所、氏名 及び連絡先	電話番号 ( )		
5 紛争予防対策  *各項目について「規約への記載」の有・無い ずれかに○をつけ、有 の場合は、「掲載条数」 を記入してください。	事項	規約への記載	掲載条数	備考
	ごみ出しの管理	有 ・ 無	第 条	
	自動車の管理	有 ・ 無	第 条	
	自転車等の管理	有 ・ 無	第 条	
	近隣に対する迷惑行為の禁止	有 ・ 無	第 条	
	近隣問題発生時の対応策	有 ・ 無	第 条	
	住民登録に関する指導	有 ・ 無	第 条	
	*規約とは、販売時又は入居時に開発事業者が購入者又は入居者に提示する管理規約、入居規約等です。 *規約への記載有りのものについては、規約の写しを添付してください。 *上記項目で、規約への記載がないものについては、任意の書式にて、管理計画を作成し、添付してください。			
6 管理人連絡先等 表示板掲示場所  *①～③で該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。	主要な出入口付近の見やすい場所に掲示 ① 建築物の出入口外壁面 ② 玄関ホール内壁面 (オートロックの外側) ③ その他 ( )			
	※備考			※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

本計画書は、事前協議書と同時に全て記入の上、提出してください。ただし、やむを得ず未確定箇所がある場合は、未定と記入し、工事完了までに全て記入の上、再提出してください。

自治会等への事業計画の事前説明に係る報告書

開発事業者：住所

氏名

(担当者 部署・氏名....., 連絡先.....)

地域力を生かした大田区まちづくり条例 (以下「条例」といいます。) 第 41 条の規定に基づき、自治会等への事業計画の事前説明を行い、自治会等の設立促進又は加入誘導の方法を定めたので、地域力を生かした大田区まちづくり条例施行規則 (以下「施行規則」といいます。) 第 31 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、建築物の管理者を変更した場合は、条例第 41 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに施行規則第 31 条の 3 に規定する事項を行うことについて、新しい管理者へ引き継ぎます。

記

<p><b>開発事業</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 住宅宅地開発                      <input type="checkbox"/> 集団住宅建設                      <input type="checkbox"/> 一定規模建設</p>
<p><b>開 発 地</b></p>	<p>大田区                                      丁目                                      番                                      (住居表示                                      番                                      )</p>
<p><b>開発事業概要</b></p>	<p>(1) 事業名称：                  (2) 物件概要 ( 分譲 ・ 賃貸 ・ その他 ..... )  <input type="checkbox"/> 集合住宅 ( ..... 棟、..... 階建て、戸数..... 戸)  <input type="checkbox"/> 戸建て ( ..... 棟)   <input type="checkbox"/> その他 ( ..... )                  (3) 工事開始予定：..... 年..... 月                  (4) 完了予定：..... 年..... 月</p>
<p><b>自治会等への事業計画の事前説明</b> (条例第 41 条 第 3 号)</p>	<p>(1) 説明実施 日時：..... 年..... 月..... 日                  (2) 説明実施 場所：                  (3) 参加者                      ・事業者側 (説明者)：                      ・自治会等側：                  (4) 説明内容                  [ 工事概要、通行止め、工事車両、その他 ]                  (5) 自治会等からの意見等                  [ ]</p>
<p><b>自治会等の設立促進加入誘導の方法</b> (条例第 41 条 第 1 号及び第 2 号)</p>	<p><input type="checkbox"/> 重要事項説明書等に地域の自治会等の情報を掲載して周知する。  <input type="checkbox"/> 重要事項説明書等において、住民による管理組合設立時に地域の自治会等との協議 (※) の実施を促し、又は居住者による自治会等の設立を促す。                  ※ 協議事項は、住民の当該自治会等への加入方法、災害時の協力体制、地域との交流等とする。  <input type="checkbox"/> その他                  [ ]</p>

第38号様式（第32条関係）

（第1面）

葬祭場等設置事前協議書

年 月 日

（宛先）大田区長

葬祭場等事業者  
住 所

氏 名  
電話番号

（法人にあっては主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名）

地域力を生かした大田区まちづくり条例第45条の規定に基づき、下記の設置計画について別添図書を添えて事前協議いたします。

記

設置計画の概要	葬祭場等の名称	
	葬祭場等の敷地の地名地番	大田区 丁目 番 (住居表示 番)
	葬祭場等の種別	葬祭場 遺体保管所 エンバーミング施設 その他 ( )
	工事の種別	新築 改築 増築 用途変更 使用方法の変更 変更前の用途 (用途変更又は使用方法の変更の場合) ( )
	工事予定	着工 年 月 日 完了 年 月 日
	設計者	住 所 担当者氏名 氏 名 電話番号
	工事施工者	住 所 担当者氏名 氏 名 電話番号
※備考		※受付欄

※印のある欄は、記入しないでください。

（添付図書）建築概要書（書式任意）、付近見取図、100メートル付近図、土地利用計画図、配置図、各階平面図、立面図（4面）、断面図（2面）、公図の写し（葬祭場等の敷地を明示したもの）、敷地求積図、その他の必要図書（賃貸借契約書の写し等）

## (第2面)

## 葬祭場等設置計画概要書

## 1 計画の概要

1 用途地域		2 工事種別	3 構造	4 階数	5 高さ
(1) 第2種中高層住居専用地域 (2) 第1種住居地域 (3) 第2種住居地域 (4) 準住居地域 (5) 近隣商業地域 (6) 商業地域 (7) 準工業地域 (8) 工業地域 (9) 工業専用地域		(1) 新築 (2) 改築 (3) 増築 (4) 用途変更 (5) 使用方法の変更	(1) W (2) S (3) RC (4) SRC (5) その他	地上 階 地下 階	m 日影規制 ・対象 ・対象外
6 敷地面積		7 建築面積		8 延べ面積 (建物全体) <sup>注)</sup>	
m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
9 葬祭場等の用途に供する面積(A)	10 葬祭場等以外の用途に供する面積(B)	11 床面積 (A+B)		12 遺体保管設備の有無	
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		有 ( ) 体 無	
13 自動車駐車場		14 自転車駐車場		15 緑地	
敷地内 台 m <sup>2</sup> (屋内 台)	敷地外 台 m <sup>2</sup>	台 m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	

注) 複合施設の場合など、建物全体の延べ面積を記入してください。

## 2 設置及び管理運営に当たっての対応策

項目	対応策(要旨)	
1 環境整備事項	(1) 自動車駐車場	
	(2) 接道条件	
	(3) 緑化の推進	
	(4) 壁面後退	
	(5) 自転車駐車場	
	(6) 周辺環境、景観への配慮	
	(7) 近隣関係住民等への配慮	
	(8) 病院、高齢者入所施設等との調整	
	(9) その他	
2 管理運営事項	(1) ストレッチャー、ひつぎ等の搬出入	
	(2) 交通渋滞及び事故防止対策	
	(3) 防音及び消臭対策	
	(4) 商店街等の営業への配慮	
	(5) 広告物・掲示物の管理	
	(6) 花輪設置制限	
	(7) 通夜、告別式等の場所	
	(8) その他 (エンバーミング薬液の処理方法等)	
	(9) 営業形態 <sup>注)</sup>	
	(10) 管理体制	管理者氏名 所属・電話番号

注) 面会時間、自動車での来場制限等については、当該制限等に係る事項の記載がある顧客への営業案内書等を添付してください。

未作成の場合は、説明会の開催日までに作成し、提出してください。

第39号様式（第33条関係）

90cm以上				
葬祭場等設置計画のお知らせ				
葬祭場等の名称				
葬祭場等の敷地の地名地番		大田区	丁目	番 (住居表示 番)
葬祭場等の概要	建築物の用途		敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
	構造		基礎工法	
	階数	地上階 / 地下階	高さ	m
葬祭場等の用途に供する面積	床面積	m <sup>2</sup>	自動車駐車場	台
着工予定	年	月	日	完了予定 年 月 日
葬祭場等事業者	住所 氏名	電話番号		
設計者	住所 氏名	電話番号		
施工者	住所 氏名	電話番号		
標識設置年月日	年	月	日	
<p>この標識は、地域力を生かした大田区まちづくり条例第46条の規定により設置したものです。</p> <p>上記計画についての説明の申出は、下記へ御連絡ください。</p> <p>(連絡先) 電話 ( )</p>				

90cm以上

(備考) 設置する標識については、白地に黒色で表示してください。

第40号様式（第33条関係）

葬祭場等標識設置届

年 月 日

(宛先) 大田区長

葬祭場等事業者  
住 所  
氏 名  
電話番号  
(法人にあつては主たる事務所の所在地及  
び名称並びに代表者の氏名)

下記のとおり葬祭場等の設置に係る標識を 年 月 日に設置したので、  
地域力を生かした大田区まちづくり条例第46条の規定に基づき、届け出ます。

記

葬祭場等の名称				
敷地	葬祭場等の敷地の地名地番	大田区	丁目	番 (住居表示 番)
	用途地域			
設計者		住所 氏名	電話番号	
施工者		住所 氏名	電話番号	
工事種別		新築 改築 増築 用途変更 使用方法の変更 変更前の用途 (用途変更又は使用方法の変更の場合) ( )		
葬祭場等の概要	建築物の用途		敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積		延べ面積	m <sup>2</sup>
	構造		基礎工法	
	階数	地上 階 / 地下 階	高さ	m
葬祭場等の用途に供する面積	床面積	m <sup>2</sup>	自動車駐車場	台
着工予定		年 月 日	完了予定	年 月 日

(備考) 設置届については、標識を設置した日から起算して、7日以内に正副2通を提出してください。

(添付書類) 案内図、標識設置位置図及び標識設置状況（遠景及び近景写真）

第41号様式（第34条関係）

葬祭場等設置の説明会等報告書

年 月 日

（宛先）大田区長

葬祭場等事業者

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

地域力を生かした大田区まちづくり条例第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、葬祭場の設置に当たっては、近隣関係住民等と誠意をもって話し合い、紛争がないよう努めます。

記

1	葬祭場等の名称				
2	葬祭場等の敷地の地名地番	大田区	丁目	番 (住居表示 番)	
3 説明会の内容	開催日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時～ 時	開催場所		
	出席者	町会数	町会名		
		自治会数	自治会名		
		商店街数	商店街名		
		出席者数	人（添付書類のとおり）		
	説明者	住 所 氏 名			
	配布資料	(1) 葬祭場設置計画概要書 (2) 土地利用計画書 (3) 配置図 (4) 平面図 (5) 管理運営、営業形態等の説明書 (6) その他 ( )			
説明概要					
備考					

（添付書類）説明会で配布した資料及び説明をした住民に関する名簿

別記第1号様式（第3条関係）  
第2号様式（第3条関係）  
第2号の2様式（第3条の2関係）  
第2号の3様式（第3条の2関係）  
第2号の4様式（第3条の2関係）  
第2号の5様式（第3条の2関係）  
第3号様式（第4条関係）  
第4号様式（第4条関係）  
第5号様式（第5条関係）  
第6号様式（第5条関係）  
第7号様式（第6条関係）  
第8号様式（第6条関係）  
第9号様式（第6条関係）  
第9号の2様式（第7条関係）  
第10号様式（第8条関係）  
第11号様式（第8条関係）  
第11号の2様式（第8条関係）  
第12号様式から第18号様式まで 削除  
第19号様式（第11条関係）  
第20号様式（第11条関係）  
第21号様式（第12条関係）  
第22号様式（第12条関係）  
第23号様式（第12条関係）  
第23号の2様式（第12条関係）  
第24号様式（第12条の2関係）  
第25号様式（第12条の2関係）  
第25号の2様式（第12条の2関係）  
第26号様式（第13条関係）  
第27号様式（第13条関係）  
第28号様式（第14条関係）  
第28号の2様式（第14条関係）  
第29号様式（第15条関係）  
第30号様式（第18条関係）  
第30号の2様式（第19条、第36条関係）  
第31号様式（第19条、第36条関係）  
第32号様式（第19条、第36条関係）  
第33号様式（第20条、第37条関係）  
第34号様式（第21条、第38条関係）  
第35号様式（第22条、第39条関係）  
第36号様式（第24条、第41条関係）  
第36号の2様式（第24条の2関係）  
第37号様式（第27条関係）  
第37号の2様式（第31条の2関係）  
第38号様式（第32条関係）  
第39号様式（第33条関係）

第40号様式 (第33条関係)

第41号様式 (第34条関係)